



県章

山形県公報

令和6年1月19日(金)
第471号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 知事指定薬物の指定……………(健康福祉企画課) ……27
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……28
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁西村山建設総務課) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……29
- 一般国道の供用の開始……………(同) ……同
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……30
- 所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく裁定……………(同) ……同
- 開発行為に関する工事の完了……………(置賜総合支庁建築課) ……31
- 県証紙売りさばき人の変更……………(会計局) ……同

公 告

- 令和4年度会計対象財政的援助団体等の監査結果の公表……………(監査委員) ……同
- 審理の開催……………(収用委員会) ……39
- 同……………(同) ……同

正 誤

告 示

山形県告示第37号

山形県危険な薬物から県民の命とくらしを守る条例(平成27年12月県条例第63号。以下「条例」という。)第13条第1項の規定により、知事指定薬物を次のとおり指定する。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 知事指定薬物の名称

- (1) 2-(エチルアミノ)-2-(3-ヒドロキシフェニル)シクロヘキササン-1-オン及びその塩類(通称名 HXE、Hydroxetine)
- (2) N-エチル-4-ヒドロキシ-N-プロピルトリプタミン及びその塩類(通称名4-HO-EPT)
- (3) エチル=3,3-ジメチル-2-(1-ペンチル-1H-インダゾール-3カルボキシアミド)ブタノアールト及びその塩類(通称名EDMB-PINACA)

2 指定の理由

条例第2条第7号に掲げる薬物に該当し、県内において濫用されるおそれがあると認められるため

3 指定の効力が生ずる日

令和6年1月20日

山形県告示第38号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	就労継続支援（A型）事業所 ピース まいづる 天童市糠塚一丁目1番7号	就労継続支援（A型）	15名	令和 6. 1. 1

山形県告示第39号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和6年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 112号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西村山郡西川町大字志津字山神道下87番5から 同 姥ヶ嶽154番3まで	旧	33.0メートル } 8.8	286メートル
西村山郡西川町大字志津字山神道下87番5から 同 姥ヶ嶽154番44まで	新	33.0メートル } 8.8	同 上

山形県告示第40号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山建設総務課において令和6年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 寒河江村山線
- 2 供用開始の区間 寒河江市字中河原1番から
同 126番5まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月19日

山形県告示第41号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 一般国道
- 2 路 線 名 458号
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡大蔵村大字南山国有林126林班よ小班から 同 まで	旧	31.0メートル } 14.0	80メートル
同 上	新	31.0メートル } 14.0	同 上

山形県告示第42号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄鮭川戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
最上郡戸沢村大字松坂字塩水坂4393番から 同 まで	旧	23.0メートル } 16.0	53メートル
同 上	新	31.0メートル } 16.0	同 上

山形県告示第43号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、一般国道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 458号
- 2 供用開始の区間 最上郡大蔵村大字南山国有林126林班よ小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月19日

山形県告示第44号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和6年1月19日から同年2月2日まで縦覧に供する。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路 線 名 砂子沢小又釜淵線
- 2 供用開始の区間 最上郡真室川町大字大沢字水上山外8国有林79林班る小班から
同 まで
- 3 供用開始の期日 令和6年1月19日

山形県告示第45号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、山形県知事から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
鶴岡市豊田地内
- 2 公共測量を実施する期間
令和6年1月15日から同年3月29日まで
- 3 作業の種類
公共測量（基準点測量）

山形県告示第46号

所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成30年法律第49号）第13条第1項の規定により、次のとおり特定所有者不明土地の土地権利等についての裁定をした。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 特定所有者不明土地の所在、地番、地目及び面積
使用する土地

所在	地番	地 目		面 積 (㎡)	使用する土地の 面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	
酒田市赤剥字前山	4番11	山林	山林	10,823	1,629.73
酒田市赤剥字前山	4番12	山林	山林	2,967	1,579.24
酒田市赤剥字前山	4番13	山林	山林	55	48.38
酒田市赤剥字前山	5番3	山林	山林	3,823	1,259.95
酒田市赤剥字前山	5番17	山林	山林	295	291.09
酒田市赤剥字前山	5番18	山林	山林	895	500.90
酒田市赤剥字前山	5番19	山林	山林	3,499	841.87

- 2 土地権利等の始期
令和6年4月1日
- 3 土地等権利の存続期間
6年間
- 4 土地権利等を取得することにより特定所有者不明土地所有者等が受ける損失の補償金の額及びその支払いの時期
 - (1) 土地に対する損失の補償金
令和6年3月31日までに土地所有者（不明。ただし、登記名義人（亡）兵藤昭吾の相続財産）に対し、金323,055円を支払うものとする。
 - (2) 物件に対する損失の補償金
令和6年3月31日までに物件所有者（不明。ただし、登記名義人（亡）兵藤昭吾の相続財産）に対し、金2,568,620円を支払うものとする。

山形県告示第47号

次の開発行為は、完了した。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 許可番号
令和5年12月26日 指令置総建第61号
- 2 開発区域に含まれる地域の名称
長井市今泉字寺上1361番4、1371番1、1371番11、字下谷地三1680番、1680番17、1680番18、1680番19、1680番20、1680番21、1680番24、1680番25、1680番26、1693番2、1693番4、1693番5、1694番、1694番1、1696番2、1696番3、1696番4、1696番5、字下谷地四1701番2、1701番3、1702番2、1702番3、1703番、1704番2、1704番3、1706番2、1707番、1708番、1709番2、字下谷地2071番1、2072番1、2072番4、2104番4、2104番5、2107番2、2108番2、2109番2
- 3 開発許可を受けた者の住所及び名称
東京都中央区東日本橋三丁目11番8号 株式会社三協製作所

山形県告示第48号

山形県証紙条例施行規則（昭和39年4月県規則第34号）第14条第1項の規定により、証紙の売りさばき人の変更を次のとおり承認した。

令和6年1月19日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

売りさばき人		売りさばき所の所在地	承認年月日
変更前	変更後		
阿部孝喜	阿部俊昭	西村山郡西川町大字吉川228番地の8	令和6.1.11

公 告

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定により、令和5年11月に実施した令和4年度会計対象財政的援助団体等の監査の結果に関する報告について、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和6年1月19日

山形県監査委員 奥 山 誠 治
 山形県監査委員 高 橋 啓 介
 山形県監査委員 松 田 義 彦
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

- 1 監査の基準
山形県監査委員監査基準（令和2年4月県監査委員訓令第1号）に準拠して実施
- 2 監査の種類
財政的援助団体等監査
- 3 監査の対象
(1) 監査対象団体 山形空港ビル株式会社等 20法人
(2) 監査対象期間 令和4年度
- 4 監査の着眼点
監査の対象となった財政的援助団体等の当該財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が当該財政的援助等の目的に沿って行われているか。
- 5 監査の実施内容
監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、関係書類等を照合確認するなど

の方法により監査を実施した。

6 監査の結果

監査対象期間における財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、以上のとおり監査した限りにおいて、監査対象の団体ごとの監査結果は次のとおりである。

(1) 山形空港ビル株式会社

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
153,600,000円	基本財産の現在額 480,000,000円 県の出資割合 32.0%	山形空港ビル及びこれに付帯する施設の賃貸並びに航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供等を行う。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(2) 庄内空港ビル株式会社

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
144,000,000円	基本財産の現在額 480,000,000円 県の出資割合 30.0%	庄内空港ビル及びこれに付帯する施設の賃貸並びに航空旅客、航空貨物及び航空事業者に対する役務の提供等を行う。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(3) 公益財団法人 山形県国際交流協会

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人の出納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団体の目的
238,264,000円	基本財産の現在額 341,928,280円 県の出資割合 69.7%	県民を主体とした国際交流を推進し、民間国際交流団体やボランティア団体との連携・協力の中核的役割を担う。

(ロ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和4年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県国際交流センター	25,514,000円	令和3年4月1日 ～ 令和7年3月31日	国際交流センター施設等の維持管理及び運営。

(ハ) 補助等に係るもののお納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県国際交流協会事業費補助金	15,984,918円	10,431,000円	国際交流と他文化共生の社会づくりに関する活動促進を図る。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(4) 公益財団法人 山形県建設技術センター

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
41,470,000円	基本財産の現在額 72,940,000円 県の出資割合 56.9%	建設技術の向上と建設事業の効率的な推進を支援するとともに、下水道事業に係る維持管理の支援等を行うことにより、良質な社会資本の整備並びに生活環境の向上及び公共用水域の水質保全に寄与し、広く県民の福祉の増進を図る。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(5) 山形県住宅供給公社

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 出資している法人のお納その他の事務の執行状況

県の出資額	基本財産の状況	団 体 の 目 的
13,000,000円	基本財産の現在額 26,000,000円 県の出資割合 50.0%	住宅を必要とする勤労者に対し、既成市街地の住環境改善や住宅の積立分譲等の方法により居住環境の良好な集団住宅及びその用に供する宅地を供給する。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(6) 社会福祉法人 山形県身体障害者福祉協会

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者のお納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
山形県立点字図書館	30,534,000円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	山形県立点字図書館の施設等の維持管理及び運営。

山形県身体障がい者保養所東紅苑	36,715,000円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	山形県身体障がい者保養所東紅苑の施設等の維持管理及び運営並びに利用料金の徴収。
山形県立ふれあいの家	13,170,000円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	山形県立ふれあいの家の施設等の維持管理及び運営並びに利用の許可。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(7) 山形県産業科学館共同管理者

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和4年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県産業科学館	85,010,000円	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日	山形県産業科学館の施設等の維持管理及び運営。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(8) 公益社団法人 山形県観光物産協会

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管理施設名	令和4年度管理経費等	指定期間	業務の内容
山形県観光情報センター	37,609,000円	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日	山形県観光情報センターの施設等の維持管理及び運営。

(ロ) 補助等に係るもの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県観光物産協会運営費補助金	120,767,434円	87,084,528円	県の観光と物産事業の振興、国際観光の振興及び観光施設の整備運営を図る。
山形県地域資源活用交流促進事業費補助金	20,090,080円	15,090,000円	県の歴史・文化・物産等の情報発信を通じて知名度向上並びに観光誘客を図る。
山形県韓国戦略的情報発信事業費補助金	6,492,000円	6,492,000円	韓国における観光誘客、県産品輸出拡大に向けた情報収集、情報発信を図る。

山形県医療ツーリズム推進事業（重粒子線がん治療患者等宿泊助成事業）費補助金	98,703円	98,703円	地域医療と観光資源を生かした県内での周遊や長期滞在型観光の促進を図る。
---------------------------------------	---------	---------	-------------------------------------

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(9) 山形県漁業協同組合

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
漁船以外の船舶が使用することができる由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設	541,926円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	由良漁港の白山島船揚場及び堅苔沢漁港の船舶保管施設等の管理及び運営。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(10) クリーンサービス株式会社

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
酒田北港緑地	1,522,000円	平成30年4月1日 ～ 令和5年3月31日	酒田北港緑地の施設等の維持管理。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(11) 庄内園芸緑化株式会社

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定 期 間	業 務 の 内 容
庄内空港緩衝緑地	93,720,000円	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	庄内空港緩衝緑地の施設設備の維持管理、運営及び行為許可並びに使用許可。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(12) 株式会社山形ゴルフ倶楽部

監査実施年月日 令和5年11月13日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定期 間	業 務 の 内 容
県民ゴルフ場	—	令和3年4月1日 ～ 令和8年3月31日	県民ゴルフ場の施設の維持管理及び運営。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(13) 株式会社ヤマコー

監査実施年月日 令和5年11月13日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定期 間	業 務 の 内 容
山形県営駐車場	—	令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日	県営駐車場の施設等の維持管理及び運営。
山形県朝日少年自然の家	35,653,000円	令和4年4月1日 ～ 令和9年3月31日	朝日少年自然の家の施設設備の維持管理、運営及び利用の許可。
山形県飯豊少年自然の家	41,423,000円	令和2年4月1日 ～ 令和5年3月31日	飯豊少年自然の家の施設設備の維持管理、運営及び利用の許可。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(14) 株式会社ひかり

監査実施年月日 令和5年11月13日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 公の施設の指定管理者の出納その他の事務の執行状況

管 理 施 設 名	令和4年度管理経費等	指 定期 間	業 務 の 内 容
山形県神室少年自然の家	45,125,000円	令和3年4月1日 ～ 令和6年3月31日	神室少年自然の家の施設設備の維持管理、運営及び利用の許可。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(15) 一般社団法人ふるさと山形移住・定住推進センター

監査実施年月日 令和5年11月13日

担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県移住者向け賃貸住宅家賃補助事業費補助金	29,726,695円	29,726,000円	県外から山形県への移住・定住及び地域おこし協力隊活動の促進を図る。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(16) 山形県芸術文化協会

監査実施年月日 令和5年11月13日

担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県県民文化振興事業費補助金	10,051,384円	5,625,000円	美術作品の発表及び鑑賞の場を提供し本県文化の振興を図る。
山形県芸文美術館運営費補助金	17,869,732円	17,869,732円	山形県芸文美術館を運営し本県文化の振興を図る。
山形県子ども郷土芸能芸術まつり実施事業費補助金	2,502,064円	2,500,000円	伝統文化等を次世代へ継承し、担い手育成、地域への愛着と誇りの醸成を図る。
山形県芸術文化協会創立60周年記念事業負担金	3,675,639円	536,000円	山形県芸術文化協会創立60周年記念事業を共催し文化の振興を図る。

ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし

ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項）

(イ) 前回の監査において指摘又は注意された事項について、措置又は改善を行っていないもの

(内容)

県補助金が当該協会の予算決算に計上されていないもの

令和4年度山形県子ども郷土芸能芸術まつり実施事業費補助金

(ロ) 支出事務が適切でないもの

(内容)

支払期限内に支払をしていないもの 1件

貸室賃借料（令和4年7、8、9月分）

支払期限 令和4年6月30日

支払日 令和4年7月21日

支払額 4,367,433円

(17) 山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会

監査実施年月日 令和5年11月13日

担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県スポーツタレント発掘事業実行委員会負担金	21,642,035円	21,542,000円	世界レベルの大会で活躍し次世代を牽引する人材の輩出を図る。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(18) 一般社団法人 山形県国際経済振興機構

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県輸出支援体制機能強化補助金	18,653,943円	18,653,943円	県内企業の海外展開を支援し、第2次山形県国際戦略の推進を図る。
山形県中国ハルビン事務所運営活動費等補助金	14,548,874円	14,419,507円	山形県中国ハルビン事務所において、山形県と中国との多面的な交流連携を図る。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(19) 山形県中小企業団体中央会

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 奥山 誠治、松田 義彦

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
山形県中小企業団体中央会補助金	131,259,514円	116,378,113円	中小企業組合及び中小企業を支援し健全な発達を図る。
山形県中小企業パワーアップ事業費補助金（Eコマース等支援事業）	83,450,000円	83,449,941円	中小企業・小規模事業者等のパワーアップによる県内経済の活性化を図る。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

(20) 一般社団法人 山形県農業会議

監査実施年月日 令和5年11月13日
 担当監査委員 高橋 啓介、海老名 信乃

イ 監査事項

(イ) 補助等に係るものの出納その他の事務の執行状況

補助等の名称	補助等対象事業費	補助等の金額	補助等の目的
機構集積支援事業費補助金	21,087,000円	21,087,000円	広域的な農地利用調整活動等の推進を図る。
山形県農業会議補助金	29,579,330円	25,604,000円	農地法業務の効率的かつ効果的な実施を図る。
山形県担い手の経営発展促進事業費補助金	6,750,300円	6,750,300円	意欲ある担い手の経営発展の促進を図る。
山形県雇用就農支援事業費補助金	3,934,500円	3,934,500円	新規就農者の確保及び経営体質の強化を図る。
山形県農業委員会ネットワーク機構負担金	11,060,000円	11,060,000円	農地法業務の効率的かつ効果的な実施を図る。

- ロ 指摘事項（是正改善を要するとして指摘した事項） なし
- ハ 注意事項（是正改善を要するとして注意した事項） なし

令和5年11月15日に収用の裁決手続の開始を決定した一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う
 附帯工事及び町道付替工事に係る収用裁決事件（遊佐町吹浦字越坂地内）の審理の開催は、次のとおりとする。

令和6年1月19日

山形県収用委員会
 会長 半田 稔

- 1 審理の日時
 令和6年1月29日（月）午前11時から
- 2 審理の場所
 山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館 401号室
- 3 審理事項
 一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る収用裁決事件（遊佐町吹浦字越坂地内）

令和5年11月15日に収用の裁決手続の開始を決定した一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う
 附帯工事及び町道付替工事に係る収用裁決事件（飽海郡遊佐町吹浦字由豆佐山並びに笠森及び小屋林道東地内）の
 審理の開催は、次のとおりとする。

令和6年1月19日

山形県収用委員会
 会長 半田 稔

- 1 審理の日時
 令和6年1月29日（月）午後1時30分から
- 2 審理の場所
 山形市松波四丁目1番15号 山形県自治会館 401号室
- 3 審理事項
 一般国道7号改築工事（遊佐象潟道路）並びにこれに伴う附帯工事及び町道付替工事に係る収用裁決事件（飽海郡遊佐町吹浦字由豆佐山並びに笠森及び小屋林道東地内）

正 誤

発行年月日	県公報 番 号	ページ	行		誤		正
令和 4. 1. 7	第270号	5	下から15	同	下河原126番4	同	126番5